

26文科初第520号
平成26年7月31日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 殿
附属幼稚園を置く各国立大学法人の長

文部科学省初等中等教育局長
小松親次郎

(印影印刷)

幼稚園設置基準の一部を改正する省令の公布について（通知）

このたび、学校教育法（昭和22年法律第26号）第3条の規定に基づき、幼稚園設置基準の一部を改正する省令（平成26年文部科学省令第23号）を制定し、本日公布いたしました。条文等の関係資料は、内閣府の子ども・子育て支援新制度ホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

今回の改正の趣旨及び概要は下記のとおりですので、各都道府県知事及び各都道府県教育委員会におかれては、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏のないよう配意願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 改正の趣旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。）の施行に伴い、幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）の規定について、一部改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総

合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）の内容を踏まえたものとするため、改正を行うものであること。

2. 改正の概要

(1) 一部改正法の施行に伴う用語の整理（第13条関係）

法第3条第3項において、「幼保連携施設」という用語が削除されたこと等に
に伴い、所要の用語の整理を行ったこと。

なお、従来より、幼稚園と保育所等（保育所又は保育機能施設をいう。以下
同じ。）のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置され
ている場合における当該保育所等（ ）において、満3歳以上の子どもに対し
学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うに当たり、
当該幼稚園との緊密な連携協力体制を確保する必要があると認められる場合、
当該幼稚園が、合同保育をすることができるとされており、一部改正法の施行
後も引き続きこうした取扱いとするものであること。

幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設に限らず、幼稚園と一体
的に設置されている保育所及び保育機能施設をいう。

(2) 幼保連携型認定こども園に関する規定の整理（改正前の附則第4項から 第6項まで関係）

一部改正法の施行に伴い、旧幼保連携型認定こども園（一部改正法による
改正前の法に基づく認定こども園で幼稚園及び保育所から構成されるもの）
は、存在しないものとなるため、当該旧幼保連携型認定こども園を構成する
幼稚園に係る幼稚園設置基準上の特例措置を削除したこと。

[参考] 内閣府 子ども・子育て支援新制度ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html>

(添付資料): 幼稚園設置基準の一部を改正する省令の条文（官報掲載版）及び
新旧対照表

本件担当：文部科学省初等中等教育局幼児教育課

TEL: 03-5253-4111（代表）内線 3137

FAX: 03-6734-3736